

太田市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で発生する自然災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）において、住家に著しい被害を受けた住民が早期に生活の再建を図ることを支援するため、太田市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金支給の対象世帯)

第2条 支援金の支給の対象となる世帯は、自然災害により被害を受けた世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「被災世帯」という。）とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- (5) その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、同一の自然災害により被災者生活再建支援法に基づき支援の対象となる被災世帯は、支援金の支給の対象としない。

(住宅の被害認定)

第3条 住宅の被害認定は、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき市長が行う。

(支援金の区分及び支給額)

第4条 市長は、被災世帯の住宅の被害程度に応じて基礎支援金を支給し、当該世帯の住

宅の再建方法に応じて加算支援金を支給するものとし、その支給額は別表のとおりとする。

(支援金の支給申請)

第5条 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、太田市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書
- (2) 第2条第1項第1号、第4号又は第5号に該当する世帯は、住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行する災害証明書（住宅に半壊の被害等を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合（第2条第1項第2号に該当する世帯の場合）も同様）
- (3) 預金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号及び申請者本人の名義の記載があるもの）
- (4) 第2条第1項第2号に該当する世帯は、住宅に半壊の被害を受け、若しくは住宅の敷地に被害を受け当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書
- (5) 第2条第1項第2号に該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真その他の住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書面
- (6) 第2条第1項第3号に該当する世帯は、長期避難世帯に該当する旨の市による証明書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

2 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、申請書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し（登記簿謄本又は建築確認通知書の写し等代替できる書面を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

(支援金の申請期間)

第6条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、被災地における危険な状況その他やむを得ない事情により申請者が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができるものとする。

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、太田市被災者生活再建支援金支給通知書(様式第2号)を速やかに交付しなければならない。

2 市長は、申請者に対して支援金を支給しないことが決定したときは、その理由を記した太田市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3号)を速やかに交付しなければならない。

(支援金の支給決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給の決定をした世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、市長は、太田市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第4号)により当該世帯主に通知する。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、支援金の受給者に対し支援金の返還を請求したときは、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)第15条の規定に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、当該支援金の受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給については、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給の例によるものとし、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位：万円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯 世帯の 構成員が 複数	全壊 (第2条第1項第1号該当) 半壊解体・敷地被害解体 (第2条第1項第2号該当) 長期避難 (第2条第1項第3号該当)	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借（公営住宅以外）	50	150
	大規模半壊 (第2条第1項第4号該当)	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借（公営住宅以外）	50	100
	中規模半壊 (第2条第1項第5号該当)	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借（公営住宅以外）	25	25
単数世帯 世帯の 構成員が 単数	全壊 (第2条第1項第1号該当) 半壊解体・敷地被害解体 (第2条第1項第2号該当) 長期避難 (第2条第1項第3号該当)	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借（公営住宅以外）	37.5	112.5
	大規模半壊 (第2条第1項第4号該当)	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借（公営住宅以外）	37.5	75
	中規模半壊 (第2条第1項第5号該当)	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借（公営住宅以外）	18.75	18.75

(注)

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

太田市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

太田市被災者生活再建支援金支給要綱第5条の規定に基づき申請します。

申請者氏名

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

[]

1 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

(1) 単身世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい。（ 単数 ・ 複数 ）

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

現在の住所	
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

金融機関名		支店名等				種別		口座番号						
						普通・当座 ・その他								
ゆうちょ銀行	記号					番号								

4 住宅の被害状況を○で囲んで下さい。（被災日： 年 月 日）

被害状況	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊
------	---------------------------------

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

[]

5 申請する支援金等について記入して下さい。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

※初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のままです。

※なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票・り災証明書 預金通帳の写し その他 () 申請額 (A-B) 万円
半壊解体	100万円	75万円			
敷地被害解体	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 () <中規模半壊の場合> 住民票・り災証明書 預金通帳の写し 契約書の写し その他 () 申請額 (C-D) 万円
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く。	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円		
	補修	50万円	37.5万円		
賃貸 ※公営住宅入居者を除く。	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	

(注) 1 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで下さい(その他の書面名も記入して下さい。)

2 それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうち高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は、受給済額との差額を「申請額」の欄に記入して下さい。

市記入欄
(災害名)

太田市被災者生活再建支援金支給通知書

様

太田市長



年 月 日に申請された太田市被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

- 1 支給額 円
- | | |
|-----------|---|
| （内訳）基礎支援金 | 円 |
| 加算支援金 | 円 |
- 2 支給方法 口座振込支給（振込予定日： 年 月 日）

太田市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

様

太田市長



平成 年 月 日に申請された太田市被災者生活再建支援金については、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

太田市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

様

太田市長



平成 年 月 日付け 第 号で支給の決定を通知した太田市被災者生活再建支援金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理由）